

ガソリンスタンドでガソリンを

携行缶で購入される皆様へ

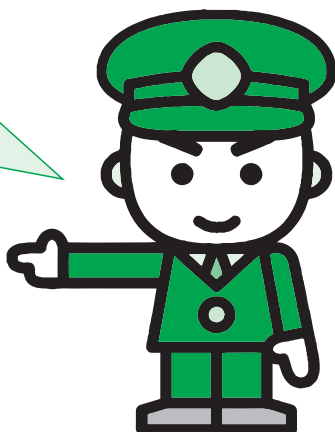
ガソリンの貯蔵、取扱い、運搬方法等については消防法令により規定されており、ガソリン携行缶以外のポリタンク等での運搬が禁止されています。

また、ガソリンは揮発性が非常に高く静電気火花のような小さな火源でも火災になる可能性があることから、取扱いには十分注意しましょう。

ガソリン携行缶を取り扱うときの注意事項

1. 金属製の携行缶を使用する。灯油用ポリ容器に入れることはできません。
2. ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱う。
3. 周囲の安全を確認後、ガソリン携行缶の蓋を開ける前に車のエンジンを停止し、携行缶のエア抜きをする。
4. セルフのガソリンスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えはガソリンスタンドの従業員が行う必要があります。

販売店には、本人確認
(運転免許証の提示など) や使用目的の確認、
販売記録の作成が義務付けられています。



スプレー缶、カセットガスボンベの

適正処分について

スプレー缶などを捨てる時は、キャップなど簡単に外れるものは取っていただき、中身を使い切りスプレー缶に穴をあけてから、燃えないごみの日に出してください。未処理のまま出されると、収集などの過程で火災の原因になる恐れがあります。



スプレー缶などの穴あけは

1. 火の気が無い風通しがよい屋外で行う
2. 自分や周りにいる人にかからないよう風向きを確認する
3. 完全に中身(ガス)を出し切ってから穴をあける
4. 一度に大量の穴あけ作業を行わない

便槽周りの除雪をお願いします

便槽及びその周辺が積雪により汲み取りができない場合がありますので、積雪時はいつでも収集ができるように除雪をお願いします。

また、冬期間は降雪に伴う道路事情により汲み取りが遅れる場合がありますのでご理解とご協力をお願いします。

